

環境局発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)平成30年度第2四半期

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	環境局所管用地(南港工場)の貸付に係る不動産鑑定評価業務委託	不動産鑑定	大和不動産鑑定(株)	1,830,600	平成30年7月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
2	資源ごみ選別業務委託(鶴見中継地)(単価契約)(その2)	廃棄物処理	大阪リサイクル事業協同組合	単価13,824	平成30年7月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21	—
3	平成30年度大阪市保管高濃度PCB廃棄物(安定器及び汚染物等)処分業務委託	廃棄物処理	中間貯蔵・環境安全事業(株)	211,577,475	平成30年8月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
4	南港管路輸送センター二酸化炭素消火設備(2階変圧室系統用)容器弁点検業務委託	機械設備等 保守点検	(株)初田製作所	2,700,000	平成30年8月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
5	瓜破斎場貯水槽整備委託	機械設備等 保守点検	積水アクアシテム(株)	1,668,060	平成30年8月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
6	未利用時売却促進事業用もと西南事務所(西成区)測量登記業務委託(概算契約)	その他	公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	2,717,969	平成30年8月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
7	中部環境事業センター 排水処理設備制御装置整備業務委託	機械設備等 保守点検	(株)丸島アクアシテム	2,754,000	平成30年8月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	—
8	資源ごみ選別業務委託(鶴見中継地)(単価契約)(その3)	廃棄物処理	安田金属興業(株)	単価13,824	平成30年9月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	G21	—

随意契約理由書

- 1 委託名称
南港工場の貸付に係る不動産鑑定業務委託
- 2 契約の相手方
大和不動産鑑定株式会社
- 3 随意契約理由
不動産鑑定の報酬については、中央用地対策連絡協議会で定められた、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の類型等によって決定され、一般の契約と異なり契約当事者間の合意により決定することにはなり得ない。
また、公共用地貸付に伴う不動産鑑定については、鑑定評価する地域の取引事例に精通し、取引事例等の情報を迅速に収集しなければならない。そのためには、専門分野の知識に加え、より豊富な知識と経験を有しなければ、迅速かつ的確な土地の評価が困難である。
以上の理由から、本業務の性質上競争入札に適さないので、本市契約管財局に事業者登録を行っている不動産鑑定事業者から、本件業務の内容を勘案して契約管財局から提供された候補者名簿から無作為に選定した上記の鑑定評価業務委託契約相手方と随意契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
環境局総務部施設管理課（電話番号06-6630-3364）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 資源ごみ選別業務委託（鶴見中継地）（単価契約）（その 2）

2 契約の相手方

大阪リサイクル事業協同組合

3 随意契約理由

平成30年度 資源ごみ選別業務委託（鶴見中継地及び西北方面中継地）について、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで株式会社松田商店と契約を締結している。

しかし、平成30年7月5日（木）から8日（日）にかけての記録的な未曾有の豪雨により深刻なダメージを受け、7月16日（月）以降、鶴見中継地及び西北方面中継地双方の業務を履行することが困難な状況であることから、復旧までの間、鶴見中継地の資源ごみ選別業務を一時休止させてほしいとの申し入れがあった。

本業務は、日々大量に収集される資源ごみを中継地から搬出し、品目ごと（アルミ、スチール、その他の金属製品、ガラスびん（無色・茶色・その他の色）、ペットボトル）に選別し、圧縮・減容等の加工をしたうえで、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）」に基づき主務4省から指定を受けている（公財）日本容器包装リサイクル協会（以下、「指定法人」という。）又は再商品化事業者へ引き渡すまで保管する業務である。

このうち、ガラスびん（その他の色）については、本市が環境省に保管施設及び引渡量の登録を行い、「指定法人」と再商品化業務委託契約を締結している。

契約相手方の選定にあたって、大阪リサイクル事業協同組合は、平成30年度 資源ごみ選別業務委託（西南方面中継地）を受注しているが、鶴見中継地の資源ごみ選別業務を加えても履行できる処理能力を有し、環境省にガラスびん（その他の色）の保管施設として登録済である。

また、平成29年度 資源ごみ選別業務委託（鶴見中継地）の契約実績を有することから、鶴見中継地内での安全管理作業についても熟知しており、今回の業務において迅速かつ適正に対応できる業者である。

さらに、環境省より、今年度未登録の保管施設からの引取や登録済みの保管施設の変更は認めない旨の通知がなされており、「指定法人」からも、「新たな再商品化事業者の決定には再入札が必要となり、一定の期間を要するため困難である。」との回答があった。

以上の理由により、復旧までの必要最小限の期間について、緊急特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課 （電話番号 06-6630-3252）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度大阪市保管高濃度ポリ塩化ビフェニル (PCB) 廃棄物 (安定器及び汚染物等) 処分業務委託

2 契約の相手方

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

3 随意契約理由

本市は、過去にポリ塩化ビフェニル (以下、「PCB」という。) 使用蛍光灯安定器等 (水銀灯安定器及び感圧複写紙を含む。以下同じ。) を使用していたが、使用後の蛍光灯安定器等については、処理施設が整備されていなかったことから、高濃度 PCB 廃棄物 (安定器及び汚染物等) として保管せざるを得ない状況であった。

しかしながら、平成 26 年 6 月に国の PCB 廃棄物処理基本計画が変更され、同基本計画に基づき、近畿エリアの高濃度 PCB 廃棄物 (安定器及び汚染物等) は、高濃度 PCB 廃棄物の拠点的広域処理施設である中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (以下「JESCO」という。) 北九州 PCB 処理事業所で処理することとされ、平成 27 年 7 月から処理が始まっている。

本市保管の高濃度 PCB 廃棄物 (安定器及び汚染物等) を処理できる施設は、JESCO 北九州 PCB 処理事業所のみであることから、同事業場を保有している JESCO と特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制担当

(電話番号 : 06 - 6630 - 3284)

随意契約理由書

1 案件名称

南港管路輸送センター

二酸化炭素消火設備（2階変圧室系統用）容器弁点検業務委託

2 契約相手方

株式会社 初田製作所 関西支社

3 随意契約理由

南港管路輸送センターに設置されている2階変圧室系統用の二酸化炭素消火設備は(株)初田製作所製である。

南港管路輸送センターの二酸化炭素消火設備は昭和52年度に設置されたものであり、平成25年11月25日付け消防庁告示第19条に基づき前年度内に容器弁の安全性の点検が必要であったが、取替部品の在庫不足により点検ができない状況であり、今年度に点検を行うことになった。

本点検については、製造独自の技術により本設備を製造していることから製造者以外では技術面の対応が不可能であり、既存設備との密接不可分の関係から、既存設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また点検後の性能、作動状態、安全性（製造物責任）に対して保証ができないことから、本点検に対して一貫して責任を持たせることができるのは(株)初田製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 南港管路輸送センター (06-6612-4981)

随意契約理由書

1 案件名称

瓜破斎場貯水槽整備業務委託

2 契約の相手方

積水アクアシステム株式会社

3 随意契約理由

本業務は、瓜破斎場に設置された貯水槽について、経年劣化していることから整備業務を行うものである。

本設備は、水道引き込み管から引き込んだ水道水を貯水するタンクであり、給水栓での水圧を安定させるために設置されているが、長期間の使用から、水槽の梁や角に使用されている部品の耐久力が低下し、漏水の恐れがあるほか、外装塗装の劣化も著しく、整備を行う必要がある。

当該設備は、積水アクアシステム株式会社（旧積水プラントシステム株式会社）の独自設計に基づき製造されているため、製造事業者以外では、梁や角に使用されている部品が入手できないうえ、製造物責任の所在を明確にする観点からも他社に整備を行わせることはきわめて困難であるので、製造事業者である積水アクアシステム株式会社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 事業部 事業管理課（斎場霊園） （電話番号 06-6630-3137）

1 業務名称

環境局もと西南事務所用地（西成区岸里東2丁目5-5）測量登記業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 横山 幸一郎

3 随意契約理由

西成区岸里東2丁目5-5の環境局もと西南事務所用地は、平成19年度に策定された「大阪市未利用地活用方針」に基づき売却に向けて手続きを進めてきました。

しかし、当該用地は当局管理用地として取得して以来、正確な測量及び登記がなされていないことから、地籍測量図もなく隣地との境界確定もなされていない状況です。このような管理状態では、売却手続きを進めることができず、また、隣地とのトラブルが生じるおそれがあり、さらに隣地の所有者移転時などに生じる様々な対応を的確に行うことへの障壁になるおそれもあります。

そのため、隣接する多数の土地との境界確定を早期に行う必要がありますが、境界確定業務は公簿等の調査、立会、測量、協議、境界標の設置など多岐にわたる専門知識を必要とするものであります。

このような専門職としての国家資格者として認められているのが土地家屋調査士（以下「調査士」という。）であり、単に土地を測量して不動産登記簿に反映するだけでなく、その土地について権利の客体として適格かどうかを、民法、不動産登記法等に照らし、法律的に判断する能力等も必要となってきます。嘱託登記業務では、専門知識を有する者が土地の境界や沿革等を綿密に調査した上でないと正確な業務量の把握すら困難であり、種々の資料調査、現地調査、官民境界等の立会、測量を行い、初めて具体的に処理すべき作業の内容や数量が定まる特殊な業務であります。また、業務が予定された登記申請まで至らず、業務が途中で終了することも十分有り得るため、業務の性質上、請負業務ではなく、委任業務相当と考えられるものです。本業務は、法律行為に基づく、高度に専門的な評価・判断を伴うものであり、業務を適正・迅速に遂行するためには、経済性だけではなく、受託者の経験、業務履行実績、知識、能力、技術、社会的信用等を総合的に評価する必要があります。

わが国では、官公署が所管する不動産について嘱託登記が必要な案件が多くあるにも関わらず、過去に作成された地図等の図書に不備が多く、適正・迅速な登記処理が困難な状況にあり、また1件の処理にかかる業務量が膨大であるため、個々の調査士では対応が困難な実情でありました。

そのため、昭和60年に土地家屋調査士法の改正により、官公署による不動産の適正かつ迅速な登記に寄与することを目的として公共嘱託登記土地家屋調査士協会が設立されることとなりました。

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、その専門的な能力を結合して官公庁等による公共の利益になる事業の不動産表示に関する登記に必要な調査、測量、その登記嘱託の申請等を適正かつ迅速な遂行に寄与する目的で設立され、測量・表示に関する公共嘱託登記の専門的な知識と豊富な経験を有している。また、当該法人は、大阪府下全域の調査士が加入する組織で、多くの官公庁等の不動産表示に関する登記に必要な土地又は家屋に関する調査、測量、申請手続き等の業務を受託し、確実に履行した実績を有しています。尚且つ、本業務に対する適正かつ迅速な対応ができる体制を整えており、本業務の執行に関する経験、技術力、及び組織力を十分に有している唯一の公益法人組織です。

以上の理由により、同法人と随意契約を行います。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局総務部総務課（電話番号 06-6630-3126）

随意契約理由書

1 案件名称

中部環境事業センター排水処理設備制御装置整備業務委託

2 契約の相手方

(株)丸島アクアシステム

3 随意契約理由

本業務は、中部環境事業センターの排水処理設備における制御装置について故障警報により停止していることから整備業務を行うものである。

本装置は、排水処理設備を制御し各々の動作をプログラムに組み込んだ装置であり、今回の整備については制御装置であるシーケンサユニットの取替及び制御にかかる設定調整を行い、排水処理設備全体について正常な状態に復旧する必要があるため、当該装置が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

本装置は、排水処理設備の機器構成及び制御方法等について、(株)丸島アクアシステムの独自の設計に基づき設計されているため、当該設備を設計した事業者以外では、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、整備後の当該機器の性能、作動状態、耐寿命に対して製造事業者でなければ整備を行うことは保証することができないことから、当該設備の設計製造事業者である(株)丸島アクアシステムと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3375)

随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 資源ごみ選別業務委託（鶴見中継地）（単価契約）（その 3）

2 契約の相手方

安田金属興業(株)

3 随意契約理由

本業務は、日々大量に収集される資源ごみの中継地から搬出し、品目ごと（アルミ、スチール、その他の金属製品、ガラスびん（無色・茶色・その他の色）、ペットボトル）に選別し、圧縮・減容等の加工をしたうえで、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）」に基づき主務 4 省から指定を受けている（公財）日本容器包装リサイクル協会（以下、「指定法人」という。）又は再商品化事業者へ引き渡すまで保管する業務である。

本中継地において、平成 30 年 4 月 1 日から(株)松田商店と委託契約をしているが、平成 30 年 7 月豪雨の影響を受け同社の処理施設が破損し業務休止期間中である。10 月から作業再開に向け協議を重ねてきた最中、先日の関西地区へ多大な被害をもたらした台風 21 号の影響により、再度被害を受け 9 月 7 日に業務再開が困難であるとの申し出を受けた。さらに同日、休止期間中業務を請け負ってきた大阪リサイクル事業協同組合からも設備機器が破損する被害を受けたとの報告があった。同社については機器の応急修理を行い、作業効率は落ちるが契約期間中の履行は可能であるとのことで、本市も施設確認のうえ、本業務に必要な処理能力を有しており履行可能であると判断した。しかしながら、10 月以降については機器修理等を行うため、業務継続は不可能である。

本業務は、廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づくもので、日々市民から排出される資源ごみの処理は本市の責務であり、一日も業務を途切れさせることはできない。

10 月以降の業務について、今年度入札により受託量の認定を行った者のうち、本中継地の受託可能処理能力を有しているのは唯一安田金属興業(株)のみである。しかし、同者は本年度他施設での受注がないため、環境省にガラスびん（その他の色）の保管施設として登録し、さらに指定法人との再商品化業務委託契約を締結しなければ業務を行えない※。そのため当局として環境省と協議し、協議の結果、環境省からは度重なる災害であり今回は例外的臨時措置として保管施設からの引取りを認めるとの回答を得た。指定法人からも同様の回答を得ている。契約相手方となる安田金属興業(株)からも、作業員の確保、設備機器の整備期間を設ければ、10 月 1 日からの履行は可能である、また契約内容・契約金額についても現契約と同様でよいとの回答を得ている。

以上のことから、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 5 号を適用し、(株)松田商店が復旧するまでの間、安田金属興業(株)と緊急特名随意契約を締結するものである。

※ガラスびん（その他の色）については、本市が環境省に保管施設及び引渡量の登録を行い、指定法人が入札により再商品化事業者を決定し、業務委託契約を締結する必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号

5 担当部署

環境局 事業部 家庭ごみ減量課（電話番号 06-6630-3252）